

# NPO法人解散手続依頼書

令和 年 月 日

1・作成責任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
メール \_\_\_\_\_

2・法人の名前（フリガナ必要） .....

特定非営利活動法人 \_\_\_\_\_

ふりがな  
理事長 氏名 \_\_\_\_\_ 印は NPO 法人

私は貴事務所担当者を当法人の個人会員とし、解散手続一切を依頼します。

3・主たる事務所（本部）の住所

住所 \_\_\_\_\_

手書きの場合はチェックボックスにチェックし、ワードの場合は  ←これをコピーして  
挿入

4・本部以外に事務所（支部）を設置していますか。

いいえ→5番にお進み下さい

はい

支部名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

支部名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

足りない場合は余白又は別紙にお書き下さい

5・法人の解散により残存した財産は  日本国に

公益法人 \_\_\_\_\_ に

都道府県（ ）に

NPO法人 \_\_\_\_\_ に

\*NPOの場合は具体的な法人名を記入して下さい。

譲渡（帰属）する。必ず記載して下さい。任意団体や営利会社は不可です。

未記載の場合は当方にて貴法人管轄の都道府県やその他の非営利法人にします。

6・法人定款

NPO法人の定款はありますか。この依頼書とともにお送りください。

無い→内閣府のホームページで検索してみてください。

ある→問題ありません。

7・法人印はありますか。（法務局届出印の事です。理事長印と彫られた印）

無い→ご依頼の前にご相談下さい。

ある→問題ありません。

どんな印が NPO 法人印か不明なときは法人印鑑証明書を法務局で取ってください。

8・負債（借金）はいくらありますか？ →ない

→ある \_\_\_\_\_円

負債がある場合は清算中に債権者に放棄してもらい、ゼロにして下さい。もしゼロにならない場合は解散が不可能となりますのでご注意ください。

資産はいくらですか？ \_\_\_\_\_円 無い場合は0。

解散後も資産が残る場合は都道府県等に譲渡されますが、譲渡に申請手続等面倒な事務がありますので使い切って頂くのが賢明です。

9・解散を決定した（又は開催予定の）総会の日付。決議日が解散日となります。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（又は予定） 議長（理事長のみ） \_\_\_\_\_

総会の時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分（概算で結構）

総会の場所： \_\_\_\_\_（通常は本部事務所）

会員総数： \_\_\_\_\_人 委任状提出者 \_\_\_\_\_人

議事録署名人（議長以外）： \_\_\_\_\_

議事録署名人は後ほど認印が必要です。会員なら誰でも結構です。定款の規定で3名以上の場合がありますのでご注意ください。その場合は追加でご記入下さい。

解散の簡単な理由 \_\_\_\_\_

10・清算人になる方の住所と氏名を記入下さい。1人必要です。通常は理事長です。

清算人 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

清算人とは解散したNPO法人の残務書類をする方の事です。

解散した時の監事名。監事の住所は不要です。上記清算人はなれません。

監事 氏名 \_\_\_\_\_

任期が切れている NPO は理事を選任してから解散します。理事欄に記入してください。

理事 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

理事 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

11・官報解散公告

依頼する→請求額が36,000円加算となります。

自分で行う。ネット検索で「官報公告」と入れれば業者を知ることができます。

12・法人閉鎖希望日：解散決議日から2ヶ月+10日以上必要です。希望無い時は当方で適当に決めます。 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日閉鎖希望

以上で記入は終わりです。以下は特記事項を記入。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- ① この解散依頼書に記入してから必要な**添付書類**を用意し、この用紙と一緒に郵便で当事務所までお送りください。

●法人定款

●理事長さまの最新(発行日3ヶ月以内)の個人印鑑証明書1通。

▲法人印鑑証明書 1通 コピーでも可(法人印が複数あるとき時必要)  
以上を解散依頼書に添付してください。

送付先

〒273-0005

千葉県船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル3F

アクロス行政書士事務所

約15日(土日祝除く)程度後に解散関連書類の中で押印の必要な書類のみをお送りします。押印してご返送ください。

費用：70,000円 固定 解散に必要な付帯手続等が多く係っても変動はありません。

官報公告費用：36,000円・・・依頼する場合はこの額が加算となり、合計106,000円となります。そちらで行う場合は不要です。

**注意事項**

団体の残余財産は数万円程度であれば精算して最後にゼロとしてしまうことをお勧めします。「都道府県へ譲渡」とした場合でもこの方法が一番簡単です。もし、本当に譲渡となりますと都道府県への譲渡の為の複雑な手続を法人側で行う必要が出てきますのでご注意下さい。

清算人は旧理事になることが法定されています。理事長を変えたり法人印を紛失してNPO法人印を変更する場合は精算人全員の印鑑証明書も必要になります。